

第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件

平成29年11月22日

日建連 労働委員会

○概要○

■審査・認定対象

日建連会員会社が元請の建設作業所で、かつ、平成30年5月1日以降も工期に含まれる作業所であること

■審査の対象となる、施策が実施された期間(審査対象期間)

平成28年12月1日から平成30年2月28日までの間に実施された施策であること

■審査項目

大項目	小項目
(A) 作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善	①～⑦
(B) 作業所(作業現場)における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理	⑧～⑬
(C) 働き方改革に資する取組み	⑭～⑳

■審査基準

本資料2～4ページを参照すること

■認定条件

- (1) 小項目①⑧⑨⑩⑭の基準をすべて満たしていること
- (2) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が28ポイント以上であること (総合計値の7割以上)
- (3) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が32ポイント以上であること (総合計値の8割以上)
  - 上記の条件(1)(2)を満たした場合、「**快適職場**」と認める
  - 上記の条件(1)(3)を満たした場合、「**快適職場(プラチナ)**」と認める

■審査基準 (1/3ページ)

(A) 作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善

黄色：認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料
温熱条件(外気温等の影響緩和)	①	外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること。 ※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること。	①設置されている機器類の写真と、②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文を、記載すること	—	
	②	作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること	①飲料等の種類と、②常備の状況、を写真と文章等で説明すること	1	
	③	透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること	①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、④支給または購入費補助の実績、について記載すること	1	
作業空間の確保	④	整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類(WBGT警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサー音声案内機、等)の設置、等	①施策の内容が分かる写真と、②その具体的な機能・効果についての説明文、を記載すること	最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)
視環境、空気環境、音環境の管理	⑤	照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等		最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)
身体負担・労力軽減	⑥	労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等	①施策の内容が分かる写真と、②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、業務時間短縮効果など)についての説明文、を記載すること	最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)
その他	⑦	上記①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、 <u>作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること</u>	①施策の内容が分かる写真と、②その具体的な機能・効果についての説明文、を記載すること	最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)

■審査基準 (2/3ページ)

(B) 作業所(作業現場)における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理

黄色：認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料
トイレ	<p>水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。 仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(下記参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。</p> <p>⑧ 1. 快適トイレに求める標準仕様            (1) 洋式便座            (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)            (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)            (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)            (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)            (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)            (5) 照明設備(電源がなくても良いもの)            (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)            2. 快適トイレとして活用するために備える付属品            (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示            (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)            (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)            (10) 鏡付きの洗面台            (11) 便座除菌シート等の衛生用品</p>	<p>①トイレの写真と、②説明文、を記載すること(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真を載せること)</p> <p>※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること</p>	—		「快適トイレ」の詳細はこちら(国土交通省HP) <a href="http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html">http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html</a>
健康・衛生保持のための施設、設備	⑨	冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること	①施設・設備の内容が分かる写真と、②説明文、を記載すること	—	
	⑩	喫煙室の設置など、分煙対策をしていること		—	
	⑪	シャワー室等の洗身施設を設置していること		1	
	⑫	その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)		最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)
その他、利便性向上のための施設、設備	⑬	洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置		最大6	1施策につき1ポイント(最大6ポイントまで) ※「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとする

■審査基準 (3/3ページ)

(C) 働き方改革に資する取組み

黄色: 認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料	
社会保険や建退共への加入推進	⑭	現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)	①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、 ②周知徹底・指導等の方法について、記載すること	—	右公表文書において、現場での取組み事項を基準とする	「社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について(日建連平成28年10月18日)」
	⑮	建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること	①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)、③加入周知の方法について、記載すること	2		
長時間労働の是正	⑯	日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること ・年間の上限: 会員企業の自主的な取組み ・複数月の上限: 会員企業の自主的な取組み ・1か月の上限: 100時間未満(休日労働を含む) なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい	①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、について記載すること  また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についても記載すること	2	右公表文書において、「改正労働基準法が成立し、施行されるまでの期間(～2019年3月)」までの改善目標を基準とする	「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について(日建連平成29年9月22日)」
	⑰	4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする) ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)	審査対象期間(本資料1ページ目参照)における、月ごとの閉所実績を記載すること。	2	右公表文書において、2019年度末までの中間目標を基準とする	「週休二日実現行動計画試案(日建連平成29年10月10日)」
	⑱	その他の環境整備 (定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備、等)	①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、について記載すること	最大 3	1施策につき1ポイント (最大3ポイントまで)	
安全衛生教育の推進	⑲	建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)	①施策の内容が分かる写真と、②説明文、を記載すること	1		「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年12月16日)及び「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月9日)
安全及び健康に関する意識啓発	⑳	職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等	①施策の内容が分かる写真と、②説明文、を記載すること	最大 3	1施策につき1ポイント (最大3ポイントまで)	
建設業に対するイメージアップへの貢献	㉑	仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等	①施策の内容が分かる写真と、②説明文、を記載すること	最大 3	1施策につき1ポイント (最大3ポイントまで)	
建設キャリアアップシステムの活用	㉒	建設キャリアアップシステムの運用開始後に、審査項目に追加する(予定)				

○参考資料○

資料項目	URL
「快適トイレ」の標準仕様について	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html">http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html</a> <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001140808.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001140808.pdf</a>
社会保険未加入対策の一層の強化に向けた具体的活動の実施について (日建連 平成28年10月18日)	<a href="http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_6.html">http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_6.html</a> <a href="http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/further_strengthen_act_2016_09.pdf">http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/further_strengthen_act_2016_09.pdf</a>
時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について (日建連 平成29年9月22日)	<a href="http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=268">http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=268</a> <a href="http://www.nikkenren.com/publication/pdf/268/jikangairoudoutekiseikajishukisei.pdf">http://www.nikkenren.com/publication/pdf/268/jikangairoudoutekiseikajishukisei.pdf</a>
週休二日実現行動計画試案 (日建連 平成29年10月10日)	<a href="http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=267">http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=267</a> <a href="http://www.nikkenren.com/publication/pdf/267/shukyufutsukakoudoukeikakushian.pdf">http://www.nikkenren.com/publication/pdf/267/shukyufutsukakoudoukeikakushian.pdf</a>
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)	<a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html</a> <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001177697.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001177697.pdf</a>
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (平成29年6月9日閣議決定)	<a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000108.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000108.html</a> <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001188045.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001188045.pdf</a>

※URLは、平成29年11月22日時点のものである